

ヒューマニズムとの関連における 民主主義の倫理と教育 (その二)

—教科書研究—

*Morals and Education of Democracy in connection
with Humanism (Part 2) the study of text-book*

by Shingo Kabata

桝 田 信 吾

目 次	(次稿)		
〔一〕 民主的社会とその倫理			
1, 今までをふり返って	13	4, 個人（個性）の尊重	18
2, 「個人と社会」との関係	14	5, 人間の自由と平等・権利・義務	18
3, 人格の尊重	15	6, 社会的連帯性と公共の福祉	21
		〔二〕 民主主義の実践	24
		〔三〕 倫理と政治経済	25

(二) 民主的社会とその倫理

倫社の教科書のまとめとしての終章であるが、そのテーマは大部分民主主義の倫理となって居るが、ここでは現代社会は民主主義を原理として運営されているのであるから、しかしながらそれを持続強化するにはどうしたらよいか、また何故それを維持せねばならぬかを、確実なものたらしめるには、自由書房に出しているテーマをここに選んで、テーマとした。

この終章の民主社会と民主主義の倫理の内容について、之から扱ってゆくのであるけれども、20冊の教科書といつても民主主義が皆異なる訳はないし、それに、文部省の注意をきいて、示されている諸概念についてそれぞれを逐次説明し、概して抽象的になり勝つてゐるのは、民主主義の原理的なものについてであるから限界があるという点、共通しているといえるようである。もちろん、内容の説明に多少違いがあるのは当然であるから、ここでは、(一)民主主義とヒューマニズムの様に異なっているところを一々あげる程それ程の違いが見出しつらいし、少しの違いままであっても、数多くて教育の資料にはならないのでやめることにする。そして、(一)と同じようにあげるべきところだけを記すこととする。

さて、(一)については『三省堂改訂版』により進め、(二)の民主主義の内容にふれることになったのであるが、あの本の構成に従ってそのまま進むとすると、V民主主義

の確立となり、民主主義についても内容をわずか一頁半で「人間の尊さの確信と人間の有限性の自覚、この二つのものが基本となって、自由で平等な社会の実現が目ざされ、努力しつづけるところに、民主主義は保たれ、発展していくのである」と結ぶのでは、あまりに簡潔すぎて、民主主義の確立までにはとても至らないであろうと思われる。しかし、この本はここでわずか一頁半しかあてないといつても、前の章が「IV現代に生きるために」であり、それを、幸福、自由と平等、愛、ヒューマニズムの四節に分けて、各節とも現代社会と関連させて扱っているのであるから、他の教科書の様に一つの章や節に入れてしまっているのと比べる時、必ずしも少いというのではないのである。しかし、民主主義のテーマで一つにまとめている教科書の方がまとめやすいし、分りやすいのではなかろうかと思うのである。

また、三省堂のは前章に扱っているのは、いずれも現代に生きるためではあるが、民主主義を原理とし、民主的をモットーとする現代社会の問題として、民主主義民主的という概念と結びつけようとしたのは何故だろうか、民主主義の字句も索引では、V民主主義の確立の頭初のP173, 174のみであり、P120~170PまでにP142のフェビアン社会主義の項に議会制民主主義、社会民主主義と出るのみであるのは、故意に民主主義を避けているとしか思われない。それ故折角詳しく扱っていても、民主主義的概念づけが極めてこれでは

不充分だと思うし、だから「V民主主義の確立」のところでは教師が前章のまとめを、前述の如きヒューマニズムの補強をする中で、民主主義の発達と関連させることがたいせつとなる。そして、終りに出ている「人間の尊さと有限性」を説くのでなければならぬ。そこで、これまで構成上『三省堂本』によったとしても、終りの「民主主義」の章節は内容上他の本によるべきだと思う。ここに「個人と社会」を、倫理学的に説く唯一の教科書『清水書院』の説明をとりあげて進めるこにしたい。なお、(二)のテーマを引用した『自由書房』の最初の小節「今までをふり返って」から「民主主義とは何か」「身辺の民主主義」「民主主義に生きる努力」「人間の尊厳」「人格の自由と平等」「個性の尊重と民主社会」「社会的連帯性と公共の福祉」「むすび」と展開させる、二書からとり入れて、ここに『清水』のによりつつ、間に『自由書房』を入れ、人格、個人、自由平等、公共の福祉と説き、終りに実践と組織をのべて行くがもっとよいと思う。そこで、

この章の最初は次の如く始めよう。

『(1)今までをふり返って　さて、われわれはいまや、「倫理・社会」のまとめの段階にはいった。ここでわれわれはもう一度、この1年間の学習の過程をふり返ってみよう』

I 人間の生き方 II 現代社会と人間 III 先哲の思想の歩み IV 現代に生きるために　の章毎の概観をした上で現代に生きるために、ヒューマニズムの流れに眼をやり、それが更に民主主義の流れともなって、現代世界に浸透しつつあること、わたしたち日本人も、敗戦とともに、大きく日本は洗われ、民主主義は日本再建の原理となり、制度化され、現代に生きるわれわれが目ざす方向は、日本国憲法にも明らかなように、民主主義のより高度な社会的実現にあること、それを通して、日本民族として人類の幸福になんらかの貢献をなすということに外ならないと思う。これが日本人の当面する共通の課題ではなかろうか、しかし民主主義が唱えられると同じ程にその精神が日本の国家、社会の底に強い根をおろしているであろうか。

『恒久の平和を念願し、専制と隸従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと、国家の名誉にかけ、全力をあげて達成することを誓う。』と前文に記し、平和国家、民主国家、文化国家たらんとして、最も進歩的な憲法を制定したわれわれであるが、それがアメリカによって押しつけられた、描かれた餅にすぎなかったか、あるいは、われわれにとって一つの正しい革命であったかどうかは、四半世紀をへた現時点においても、依然としてわれわれ国民の心構えにかかっている、といえるのであ

る。制度の改革は外部的のものにすぎない。それは、それを支えている人間の精神態度の変革の必然的の成果として表われる。若しそうでない場合にはその改革は結局表面的なものに終わっていい、長くその生命を保つことは不可能である。それ故に未だにアメリカの施政権下に占領されている沖縄の返還を前にして、敗戦時の日本の転換期を新しい日本の原点たらしめるための終戦処理、憲法改正の真意等について論議が必要となってくるのである。ところが時日のたつに従い忘れやすく、忘れられてゆく現在、民主主義に基く政治・経済・社会・教育の諸制度をどのような気持で、また、経緯で整えて行ったか、押しつけであった、また約束したことであったからといって、これを論理必然的にとり入れたものと、そうは思えても時期尚早であり、當時無理と思われたものか等を明らかに伝えることによって、後をつぐ国民の教育に資して貢わねばならぬのである。それ故に、ヒューマニズムの歴史的発展は、大いに教えられねばならないし、また、復活強化を約束した民主主義についても、ほとんどの教科書が簡潔に扱っているのを問題視するのである。既成事実だから致し方がないとして、法にあるから止むをえない、権威に弱い、非論理的な日本人の国民性をいかにして改め、『正義と真理を愛し、(かつ)責任を重んずる(しかも)平和的な国民』たらしめる教育は、憲法を学び、すべて、法をまもることを愛すること、この根本に根ざすことを忘れず、国民一丸となって目標を進むべく、たえず検討を続け、工夫改善してゆく、合理的にしてしかも総合的に協力してゆくことに努めることを教えるものでなくてはならぬと思う。かかる自主的精神に充ちた、協力的献身的態度と民主的諸制度は相関関係にあるのであって「制度だけ整っていても人間の心が改まっていかなければなんにもならない」という時は、制度の重要性が忘れられ勝だし、人間の心だけ改まても制度が伴わなければ無意味であるというとき、心の重要性が忘れられ勝ちである』^{*1}のは、個人と社会の相関関係からのことであり、個人の自覚が他人に働きかけ、他人との関係を改善し、大きな力となり、漸次社会的になってゆく。之に対立、反対する個人、集団の力との間に、精神的、物理的力の葛藤、対決がなされつつ、いずれかの力の優位を繰返すうちに、個人的、社会的相互制約の中に具体的に歴史が形成せられるのである。それ故、次に「個人と社会」はいかに関係しあうかを、民主主義とは何かを問う前にのべねばならないと思うのである。われわれの場合は特に民主主義及びそれに

*1 小嶋軍造、民主主義の倫理と教育P15

ヒューマニズムとの関連における民主主義の倫理と教育

基づく憲法が、敗戦の結果、いわば押しつけられ気味に「受けとった」といわれうる処では、かく制度が作られたあとから、なしくずしにその思想的基礎付けが行われる外はないのであって、それでいつの間にそうなったか分らないというのではなく、不斷に意識的努力がなされることによって、執拗に持続させることにより、国民性の改造をなしつつ、西欧式の個人主義的合理主義的思考を取り入れての、モンスーン的人間下の日本の民主主義をつくりあげねばならないと思う。』

「民主主義の倫理」の項目が「倫社」のまとめであり、そして次学年の「政経」への橋渡しとなるという位置づけ、役割からみて、(1)のかへりみてから(2)個人と社会(3)民主主義とは何かにおいて、これまでの倫社、政経の教科書に不足していると思われる説明すなわち社会生活が何故民主主義でなければならぬか、その思想的根拠、民主主義の本質、歴史的に各国に現われる民主主義の諸形態等について、のべることが、日本の民主主義の発展のため、論理的、歴史的必然の意味から教えられねばならないと思うのである。

『(2)個人と社会との関係（『清水』より）

個人と社会との関係は、まず最初に個人があつて社会を作るのでもなく、最初に社会があつて個人を生成させるのでもない、つまり両者はどちらが先にあるのではなくて、ともに他との関係においてのみ、同時に成立するものである。両者の関係は相互依存関係である。（要するに）個人といふ社会というのも、結局人間そのものあり方の両側面に外ならないということを意味している。

したがって、個人の自由だけを主張して社会を否定する立場も、社会の権威だけを主張して個人を圧迫する立場も、ともに人間のあり方としては誤りであることがわかる。

個人と社会との関係の望ましいありかたは、両者の対立を通して、両者が同時によく生かされるような、高次の統一を実現するという運動を不断につづけることである。ここに人間の正しいありかた、すなわち、倫理がある。この倫理の実現のためにどのような心構えをもつことがたいせつであろうか。いちおう個人的側面と社会的側面とに分けて考えてみよう。

〔ほとんどの教科書は民主主義とはと、その基礎原理や、その条件についてのべ、その何であるかを明らかにし、またその不可欠な要素としての自由、平等を説くのであるが、『清水』のでは、民主主義を言わずに、かく個人と社会の関係から、両者の対立を通しての高次の統一に人間の正しいあり方、すなわち倫理、を説き、それが民主主義的でなくてはならぬという風に展開させて、

「民主主義の倫理」（民主社会の基本原理）を説くところに、人間の倫理、民主主義と必然的に結びつきがみられ、もっとも適宜であると思うのである。】

(3)人格の尊重（個人的側面）

『人格の尊重（尊厳）個人的側面としては、われわれ自身の人格を尊重しなくてはならない。（ところで）人格は、自分の営むあらゆる活動を究極の根底において統一づけている主体的な自己であり、それ故個性的な他人と取り代えることのできない唯一無二のものである。』

このようにまず人格の尊重をたいていの教科書はとりあげる。しかし、その説明は本により多少異なる。「渕書」では「人間が、よりよく生きようとする目的価値をもった主体であること、それが人格といわれるものである。この人格をもつところに人間の尊さがあり、人間の尊さは人格の尊さにほかならないことになる。」とのべ「よりよく生きようとする目的価値」を強調し、人間の尊さは人格の尊さに外ならぬと、人格に基づけてより詳しい。

他の教科書では「人格の尊重」の代りに「人格の尊厳」はよいとして「人格の尊重」（人格の尊厳）「人間の尊厳」又は「人間性の尊厳」（自由、東書、教育出版、中教、実教、三省堂改訂、好学は使用）と、人格と人間が半々位である。統一して使用されたらと思うのである。

「人格」については「実教」「東学」「教図」「日本」「山川」「三省堂三訂版」「ミネルヴァ」に尊厳を説いているが、その中「ミネルヴァ」のが最も詳しい。総合して人格の概念を明らかにしてみれば次の如くなる。

『人格とは、第1編でのべたように、われわれのさまざまなる欲求が、自我という中心によって統一されて成った全体のことであり、この「自我」は、現実の「われ」のみならず、理想の「われ」をも含んでいる。そしていま倫理的意味での人格について語るとき、中心的意義は理想の「われ」におかれるのである。

人格は通常もの（物件）に対比される。カントによれば「もの」は価値をもつが、人格は品位（尊厳性）をもち、「人格」のみが「尊厳」の対象となる。すなわち、人格は感覚で知られる自然の世界を越えて、理性の世界に所属し、みずから立てた道徳法則に従うところのもの（自律的存在）であるとする。

目的・手段の関係を考えに入れると「もの」の方はどこまでも手段として用いられるが、「人格」はそれ自身としてはもはや他のものの手段となることのできぬ固有の価値をもつのであり、単なる手段とはならぬ目的、「目的自体」である。】*2

*2 清水P186～7

『人間は倫理的行為の選択にあたって、たんなる個人的幸福追求の立場をこえ、普遍的理性にてらして自己を律することができる。そして、この自律が人格の尊厳をなすのである。それが同時にさまざまの形の自由と基本的人権の根源である。』*3

『人格の尊厳とは、カントものべたように、人間は、その一人一人が目的そのもので、それ自体に価値をもつているからこそ尊いものだという意味である。

すべての人間は、老若男女を問わず、また、身分、財産、能力などの差を越えて、それぞれ自己の価値を実現するために生きており、この価値、すなわち人格をもつているという点では、すべての人間は平等である。

結局人間は、それ自身が目的である人格であるからこそ尊く、しかもこの尊さはどの人間についても例外がない。民主主義のいう「人間の尊重」とは、このような何ものにもかえることのできない「人格の尊さ」をもつ人間であることを自覚した要求だったのである。』*4

『自然物なら代用品がある。しかし個人個人の人格ということになると、それはその人だけの特有のものであり、他の何ものによってもかえることのできない。……他の何ものにも侵すことのできない領域が、各個人の人格である。人間性尊重もその人格のためである。（しかしながら）そのひとりひとりの人格も生命に対する畏敬の念があってこそ、かけがえのない尊厳なものとして感じられるのであり、いわばヒューマニズムの精神であり、民主主義とはヒューマニズムの一形態である。

政治や経済における民主主義の問題も、各人が絶対不可侵の領域である人格を確保することを根底としなければならぬ。』*5 と民主主義と結びつけてゆく、その結びつけについては次に考えねばならぬこととして、ここでは、〔人格の尊厳は一回限りの生をうけてこの世にある限りの生命なるが故に、かけがえのないものであり、しかも生命あるが故に人格が、人の能力の有無やその他の外見的、後天的な価値のいかんを問う前に、いやしくも人間である限り、われわれと共に人間性を發揮するものとして、できるだけ認め合い、尊厳なるものであるとする時、人格の尊厳はこれまでの範囲をこえた、広い人類愛的な人間の生命を中心とした人間尊重えとひろがったものとなり、かかる人格の尊厳は、人間の自然性に立脚しつつも、理性による教養をもてる、ギリシア的ルネサンス的人間や更にその発展ともいえる『人間の生命衝動そのものを肯定し、知性を用いて不斷に能動的に行動する生き方をとるプラグマチズムの人間』*6 の人格に拡大したもの、それ故に多義的に解されうるものになるのである。】

かかる廣義の見解に立って人間の尊厳について、顯著

にのべているのが『教育出版』であり、「人格の尊厳」と幾分ニューアンスの異なる廣義の代表例を次にあげよう。

『人はどのような人であっても、ひとりの人間として、この世に生まれてきたという点では変わりはない。また、この世に生まれてきた以上は、自分の生命を大切にし、自由で幸福な生活を営みたいという願いに変わらぬあろうはずがない。社会人としての値うちに欠けるところのある人も、人間としての値うちは誰でも持っている。そのような人間として生まれてきたというだけで備わっている人間の値うちは尊いものである。この人間の値うちの尊さのことを人間の尊厳という。

人間の尊厳が根底にあるからこそ、すべての人は個人として尊重されなければならないことになり、個人の権利が成立する。

しかしてこれを守る政治として近代民主政治が発達してきたのである。したがって民主政治の根底をなす原理は、人間の尊厳にあるといわなければならぬ、同時に民主主義的生活の根本も、又人間の尊厳でなければならない。』*7

【かく、人格の尊厳、ひいては人間の尊厳、そこから個人の尊重こそ、われわれの生活の根底になければならないものであり、それは民主主義の原理であるということになる。そこで、はじめて、民主主義は人間の尊厳を基本的な立場とする、（自由P168）（好学P188）『民主主義の倫理の中心は人格の尊厳の觀念である、（東学P201）』個人の尊重こそ民主主義の第一の原理である（角川P175）『民主主義倫理の核心は人格の尊厳である。』民主主義の倫理は、人間ひとりひとりが、自己を重んじ、自己を敬うところに成りたつ倫理である。自己の重んずべき、敬うべき根拠をより深く自覚していくことが、民主主義倫理の深化に外ならない。】*8

*3 山川、P211～19

*4 実教三訂版P151

*5 教育図書P181

*6 三省堂改訂版P166

*7 教育出版P190～1

大阪教育図書では生命がひとりひとり絶対にかけがえのない生命であり、これを十分自認して、ひとりひとりの人間に對して愛情をもつことが、人間愛がヒューマニズムの精神であり、われわれの倫理の根本原理ではなかろうか。また、これこそ民主主義の基礎であるとのべている（P218）

*8 日本書院P203～4 東書P166～7 ミネルヴァP187

『生まれながらにして倫理的自覚と価値創造への可能性をもち、また、これを実践する能力、人間性の故に、人間がその名にふさわしい尊厳をもち、個人として尊重されるのであるが、われわれは、自分の人間性に対してつねに誇りをもつとともに、他人の人間性に対しても尊敬の念を忘れてはならず、この個人尊重の原理は、自他相互の人間性への尊敬とあい結んではじめて、民主社会をささえる生きた原理となる。人間は生まれながらにして神聖な権利をもっているという基本的人権の思想は、人間性を積極的に肯定する立場にその根拠をもっている。』^{*9}

という風に展開できるのである。

かく人格の尊厳が認められる社会こそ、その構成員が人間として立てられ、幸福感に侵るとともに、自由に伴う責任の重大なるを感じるのであるけれども、しかし、その人格という語や、人格の尊厳ということばは昔から語られ、論じられて、もはや考える必要のない自明のことであるとは言いきれない。われわれは、人格の尊厳が、われわれの生活を維持発展させてゆく上での理想的根拠であり、根本条件であると思うゆえに、そしてそれが民主主義の根本原理であると思うゆえに、今一層の歴史的、社会的事情を知っておくべきであると思う。』

最初、民主主義の倫理として「人間の尊重」と「人格の尊重」について叙述しているのが、倫社の教科書では半々位であるというのも、また、カントの『人間を手段としてのみでなく、目的として扱え』、ということばが多く引用されているが、それが『人格における人間性』と訳されるところに、人間、人格、人間性、人格性、人類性とさまざまな概念がそこには入ってきて、このカントのいった die Menschheit in jeder Person をいかに解して、教すべきかにひっかかるのである。それはわたしが「人間の学としての倫理学」を学び、それに基いて「個人と社会」の項目から民主主義を説明してゆこうとする教科書を、ここにとり入れたのと大いに関連があるようである。

すなわち、「人間」の概念がこれまでふつう言う個々の人間だけを意味しないということや、人間のもつ経験的、可想的性質の両方から人間性を考えることから、ヒューマニズム(Humanism)、フマニタスも、ギリシア的、キリスト教的の両方の意味にとらえられるのも当然であるとしても、いつのまにか、なしくずし的にまじってしまうからであろう。それは、個々の人間の中に人類として共通せるもの、それが経験的に動物と異なりすぐれているものと、可想的、叡智的に共通しているものの二つが統一された主体としてあらわれる。それが、カン

トのいう Menschheit であり、「それは人(Mensch)の総計としての人類 Menschheit ではなくして、人を人たらしめる、人格(Person)を人格たらしめるところの本性であり、カントは他の場合これを人格性(Personlichkeit)とも呼んでいる。また、カントは『人(Mensch)はあまり神聖なものではない。しかし、彼の人格における Menschheit(ここでは人間性と訳してある)は彼にとって神聖でなくてはならぬ』^{*10} とし、かく神聖視せられる人間性は直ちに個々の人格ではない。人格はこの人間性にもとづいて人格となったものである。それは自己目的として存在するがゆえに、人格とよばれた。……人格を目的としてとり扱う時には、人は、この人格における人間性を目的としているのである。』^{*11} と和辻博士は説明されているが、かかる意味をもつ『人間性』は『人を人たらしめる、人格を人格たらしめる本性』であり、それが神聖であり、自己目的、目的自体であるというのである。また博士は「Person は法律学の用語としては『人』と記されている。日本語の『人格』とは、人を人としてきめるところのきまり(格)さだめ、くらい、であるから、むしろ、それは Persönlichkeit に当たると思われる』^{*12} とのべておられる。われわれが人格という時、人格者の人格として、今のべた如き内容を、それでドイツ語では Person ではなく、Persönlichkeit を思い浮べる。やはり、人と人格、人格性の関連が人間と人格、人間性と同じに考えて、人の中にあって、人たらしめる人格性のゆえに、人格を見出し、それを尊重するのであり、いかなる人にも、人格を認めないわけには行かないということになるのである。

そして、これを要求するのが、ヒューマニズムであり民主主義であるし、それは今後も続けられねばならないことであるのである。

かく、人格について疑義が生ずるということは、われわれに聞きなれないことばであるからであろう。なぜなら、われわれは、いやしくも人格をすべてに認めたといえるのは戦後であろうし、また、それゆえ、われわれ自身、人格の何たるやについて、実感に乏しい。またそれ程教えられなかったからということと、われわれ自身真に人格を人々の中に見出し、これを尊重することをしていないのではなかろうかと思うのである。そこに、日本

*9 中教P 196~7

*10 「実践理性批判」の手引きとしての「道徳形面上学の基礎づけ」

*11 和辻全集前9巻P 377

*12 全集本前9巻P 329

という国の歴史的・社会的背景があると思う。だから、ここに、ひろくヒューマニズムの歴史的展開を学び、また民主主義の発展について学んだ上にたっての、日本の場合をより学ばねばならないと思うのである。その時、歴史学習の中で、どのように学んできたであろうか、そこに、小、中、高の歴史教科書編集の意図、方針、留意点が大いに関係してくるのである。

さて、前述の人格という語であるが、それは日本のみならず西洋においても状況は似ている様で、一般大衆には関係のうすいものではなかろうか。三嶋唯義、人格主義の思想（紀伊国屋新書）によると次の通りである。

『人格主義の思想は「人格」の思想そのものが多義的であるのと同様に、きわめて多義的な思想である。「ペルソナ（Persona）の思想は古い歴史をもち、最初は神の「三位一体」における「位格」の問題として、中世初期（3～4世紀）の教父時代に確立された概念であるが、それが特に「人格」を意味するようになったのは、むしろ20世紀に入ってからである。

中世哲学において、人間の問題は、「精神」や「魂」の問題として提起されていた。ルネサンスから近世における哲学の主題は、「人格」でなくして、「自我」あるいは「自己」の問題であった。そこでは自我という「主体」は、問題になっても、「人格」という「主体」は、問題として意識されていなかったのである。』*13
と述べているけれども、人格の尊厳を説いたのは少くともカントの「人格における人間性（人類性）」（前述）に神聖さ、尊嚴を見出したところが、よく教科書に引用されており、少くともカントから始まると言めざるをえないと思うのである。しかし、三嶋氏も言われる如く、〔カントが一度ならず用いた「人格における人間性」という表現は、他の学者ならばむしろ、「人間性における人格」という逆の表記をとっていたであろうと考えるのが普通ではなかろうか。*14 また「人格」は、一般に「人柄」あるいは「人物」ということばと同義語であり、その人のもっている、自我の社会的平面における（つまり、人ととの交わり、一対人関係を主眼として見られたかぎりでの）或る漠然たる全体的印象である。もちろん、このような人柄の判定には一定の客観的基準はなく、しかもそれは、とかく外にあらわれた動作・態度（すなわち人格の語源ペルソナ（仮面）からの演技の完全さ）によって測られることになるから、一人の人に対する他人の人物評価はまちまちであり、かく、真の生きた人格は測定不可能なものであること、少なくとも、人格は個体的な人間の外在性ならぬ「内面性」であることを示しているといえよう。

だから、かかる人格の尊重というとき、それは個々の

人についてではなく、その人の中にしめる、そして統一づける主体の故に、色々の能力の違い、表現の違い、欠点を伴うとしても、全面的に内面づける真に着目して尊重することになるのである。】

(4) 個人(個性)の尊重 われわれが生きてゆく上で、根本の条件となるものは、人格の尊厳を認め、尊重することであった。そして、それは、われわれひとりひとりに、その人格を見出し、これをたかめてゆくという、互いに尊重し合うということにならなければ、真の人格の尊厳は傷き、ゆがめられることになるのであり、ここに、個人の尊重ということが不可欠になってくる。これまでのヒューマニズムや民主主義は、それを当然のこととして要求し、またかちとってきた。われわれも、憲法においてそれを規定し「すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする」（13条）ということになった。だから、教育においても、之をうけて、教育基本法で「教育は、人格の完成をめざし、…個人の価値をたとび……」と第一条に目的を謳い、更に、第三条で「すべて国民は、ひとしく、その能力に応ずる教育を受ける機会を与えられなければならない。…教育上差別されない。」第五条男女共学 等規定するとともに、実施に移されてきたのである。しかしながら、その実状はこれで充分だといえるところには行っていないのではなかろうか。それ故に、各員所期の精神をもって奮努力すべきなのである。

『人間の尊さの確信と並んで重要なことは、人間が不完全であり、有限であるということの自覚である。自己が有限なものである事を自覚しあうものどうしの間でこそ、互いに協力し合って、より正しいもの、より真実なものを見出していこうとする態度が生まれる。

どんな意見でも、それを絶対的なものとして独断的に主張したり、なんらかの決定を力づくで急にしようとせず、自分の反対の立場に立っている人でも、自分と同じように人間であるから、われわれが、人間としてある考え方をすることが自由であり、権利であると、同じように、相手もまた違った考え方をするも自由であり権利であると、互に相手を尊重し、話し合うの精神と人間尊重は相重なり、また、そこに、個人の自由の尊重がみられるのである。

個人の自由を尊重する人は、また必ず話し合いの精神

*13 P14

*14 同書、人格主義の思想P 73

を持っているといえる。話し合いの精神が、民主主義を実現してゆくために必要な根本的精神であるとすれば、個人の自由の尊重は、民主主義の思想的内容の原則である、個人の尊重ということは、かく、精神の自由を尊重するだけでなく、からだをそなえた、生命をもったひとりひとりの人間をたいせつにするということでなければならないし、また、その限りにおいて、人間は誰でも、個人として、相互に平等でなければならぬ。

また、個人を尊重するということは、他人が自分とは異なった欲求、価値観、考え方、行動のしかたをもつ、すなわち、それぞれ個性があることを認めることであり、ひいては個性が、社会的な結びつきの中での人間の自己形成の道を通じて生み出されてくるものであり、個性を生かすということは、社会における自己の役割や課題についての、強い自覚に裏づけられてはじめて可能になるのであるから、互いに助け合って確立するように励ますというものでなければならぬのである。

かく、個人の尊重は、個人の自由と平等を認め、異なるものへの寛容、話し合いによる協力となるとき、真に社会生活で不可欠の従がって民主主義の第二の原理となるといえる。』*15

(5) 人間の自由と平等——権利・義務

『人間の尊さは、人間が自分の決意で自分のあり方をきめてゆく主体性にこそ求められる。つまり、自由の尊さである。それは、まず束縛や拘束をうけないという点からは解放的自由であるが、』*16 自分の思想や行動のすべてを本当の自分に由来させる、いいかえると、自分が本当の自分になるという場合の自由は、自由自在的自由、根源的自律の自由というのであって、人間が本能的な欲求や行動をなす時は、必然的法則に支配されているから、自由ではないのである。

自由には二つの意味がある。*17 解放的自由は外部からの自由といえるが、その根底には、根源的な自律の自由がなければ、消極的な自由である、も一つの自由は内面における自由であり、人間が自分自身を統禦する自由、意志の自由である。そして、それは、行為の自由となって、外部に対する積極的自由となる。「かかる意志の自由があり、さらに外界に対する自由が、行為の選択において実現される時、人格の完成、人間性の実現がなされてゆくのである。』*18

『この自由のないところには人格もなく倫理もない。自由が人格の住み家である、この自由の境地には、当然、人間としての責任が伴う。意志の自由があるということは半面、自分の意志で行なった行為について責任を負わなければならないということである。意志の自由と密接な関連をもつものとして、社会的自由が考えられ

る。それは、意志の自由であれ、外界に対する自由であれ、それが社会的に許さるべきものであるという意味で社会的自由といえる。それは、政治的自由、経済的自由、文化的自由、市民的自由、等に分化するものである。具体的には、そして歴史的には、恐怖からの自由、欠乏からの自由、身体の自由、集会の自由、職業選択の自由、信教の自由、言論、学問の自由と、これら社会的自由は、われわれが生活していく上で、政治権力からの解放を求める自由の権として、われわれが自分の幸福について、思想、政治、宗教上の問題について、自分の意志を自分で決定しなければならない。自分の意志を自分で決定する自由と、自由であることにおいてすべての人間が相等しいという平等とは、すべての人間が生まれながらにしてもつ権利であると、個人の権利を要求し、個人の権利を守るということから、民主政治は発達してきた。』*19

『しかし、これらの自由は、自分について認められなければならないと同時に、他人についてもじゅうぶんに尊重されなければならない、自分の自由の無制限の主張がひとの自由を侵すようなことはもちろん許されない。もし各人が欲するままに自分の自由を行使すれば、他人の自由を侵すことになり、社会秩序を破り、ひいては社会に生きている自分の生存をも危くすることになるであろう。したがって、われわれは社会生活における連帯性を自覚して、与えられた自由と権利とを公共の福祉に即して正しく行使することが大切である。』自由とは、ただ欲すべきことをなすことができ、欲すべからざることをすべて強制されないということ。（モンテスキュー）

『自由は他人を害しないすべてのことをなしうることに存する。（仏・人権宣言）この二つは、自分と同様他人もいいうことで、自由は大きさに比例して責任も重くなるのである。自由は責任ということと深く結びついている。権利としての自由の前に、義務としての自由があるということである。同じことは平等についてもあてはまる。

現在、自由を、自分からてな行動や無責任な行動とはきちがえている傾向もみられる。自由がもともと自主性に基づくものである以上、自由の行使に当たっては当然責任が伴う。

*15 東学、実教、三省堂改訂版、角川教科書参照

*16 教図、東書

*17 日本書院

*18 三省堂

*19 教図、東学、東書、教育出版参照

責任とは、自己の行為の結果を、自分自身に引き受けた処理することであり、それは、自己の行為を自主的、自律的に決定したことによって生ずる。従がって自由のないところに責任はなく、逆に、自由が大きければ大きい程責任は重い。

自由が自主性をもつて社会的要請に自己を統一させていくものである以上、自分からてや、無責任を自由であるかのように考えるとすれば、自己自身の主体性を傷つけるだけでなく、社会との連帯性を断ち切ってしまうことにもなる。また、自分自分の自由だけを考えて、それが他人の自由を侵し、他人の尊厳性を傷けるということになれば、それは自己と社会とに対する二重の道徳的な悪といわなければならぬ。

かく、眞の自由とは、無責任な気儘に振舞うという如きでなく、他からの拘束なく他律ならぬ自律・自らの意志で自分をきめるということであり、責任も伴うし楽なことではない。大いなる苦痛、自らを拘束しつつも自由と感ずるうらには犠牲も伴うものであるといわねばならない。だから、ミルトンが『自由であるとは敬虔であり分別を失わないこと、節度と公正を守り、質素で禁欲的であること。そして最後に、広い度量をもち勇気に満ちていることに外ならぬ。それ故、これらのすべてと反対であることは奴隸であることと同じである。』と清教徒革命時の自由の精神を語るとき、現代人にとっては尚更きびしい窮屈にすら思える自由であり、サルトルは『人間は自由の刑に処せられている。』のであると、いみじくも語る如く、自由を政治的、社会的解放の意味に解するとも、解放とは人間を教養や反省から解き放つことではなく、かえって教養や反省の自由を人間に与えることである。自由は安易でなく苦渋に向かう道である。そこに自由の尊さがある。

そしてまた自由とは、かく内面における意志の自由が、その直面する歴史的社會に向かって選択する自由となるという時、前述の如く必ずしも楽なものではなく、むしろ、自由の権利は、自我の自覚の苦しさ、雄々しさとともに、おのれをとりまく社會の客觀的情勢に対する考察が両方相まって、しかも、おのれの自由が、外の自然に向かって働きかける如き自由のように一方的に拡大されてゆくものではなく、社會が多くの人間によって形成されているものである以上、たとえ一部の人々の自由が、おのれの自由が理想的に実現されるまでには、種々の障礙、反対、衝突があるものであり、それらのものとの力関係と論理的必然性のからみあいの中に、相手を人間として対等にしかも当然のこととして認めさせることからやむをえず、致し方なく、おのれが譲歩して相手の主張、自由を認めるといった、力による屈服とは別に、

契約による相互的な妥協、譲歩や寛容によって、社会的自由として確保されるに至ったといえるのである。具体的には、かくの如きプロセスをへて、そして力による獲得といつてもただそれだけではなく、道理の感覚により、合理的精神が之には入りこみ、支えることにより、力を行使したものも、後で之を認め正当化して安心するのであり、またかかる範囲において他の人々にも認めようとするのが実状である。17～8世紀のブルジョア革命での人間の権利のプロレタリアートへの拡大根拠はそこにはあったのである。要するに自由は苦惱、努力を伴い、自律は社会との関係において妥協、譲歩を伴う契約による制約を受けるのが具体的な歴史的現実であり、その制約をやむをえない理由と必然性を理解し、なっとくした上で、自主的に受け入れられた制約、規制は、もはや強制とはいえないものであるということ。だから、この際自由でない、自由が拘束されているというならば、それは私たちにとってなっとくできない不合理な強制の場合にのみ限られるのである。自由は自主的な規律によるものであり、それと不可分の関係にある。しかし具体的には、他の人々との契約による制約もやむをえないとされる時は自由の中にあり、だから社会的自由とは、社会からの要請があり、そしてこれをわれわれが個々において、おのれの要求として自主的に理解し、妥協、譲歩の上、自己の立場を社会的要請との統一の中で貫いていくところにあるということになる。』*20

『「自由」の要求とともに「平等」の要求もまた、われわれの倫理の基礎に見いだされる。自他の人格をひとしく尊重すべしということを道德規範として認めるならば、そこには、人格そのものの内的性質としての道徳的自由とともに、ひとりひとりの人格を、ひとしく価値あるものと認めるという「平等」の要求もまた見いだされる。人が、すべて人間の尊厳の主体であり、個人として尊重されねばならないということは、当然、人が人間として平等であるということをそのうちに含んでいる。本来、自由と平等は分けて考えられないものである。いやむしろ、自由と平等とは一つのもの二つの側面であったとさえいえるのである。差別があったから、差別される側の者の自由が侵され、したがって、その人たちから自由の要求が生まれたのである、自由を完全に実現しようとすれば、根本的には、自由を侵している差別を撤廃しなければならないから、平等の権利の主張が出てきたのである。したがって平等の問題は、自由の問題の中に

*20 東学、中教、日本、教団、実教、民主主義の理論
(愛育社P240)

ヒューマニズムとの関連における民主主義の倫理と教育

含まれてくる。民主主義の理想として、自由とならんで平等がかかげられている。

自由と平等は友愛とともにフランス革命の標語であった。平等ということも、人格の尊厳との関係で考えてみると、すべての人間は人格として自由、かつ平等である。だから、すべての人には平等に創られたものであり、*21 すべての人はその本性上平等であり、自由であり、独立である。*22 という、この意味においては自由と平等はなんら矛盾するものではない。前述の如く、自由であるべくして自由でないから、自由であることを要求するのが平等であり、「自由と平等とは対立的というよりはむしろ補足的なものである」（ラスキ、近代国家における自由）自由という時、平等ということも忘れない。前述の平等の問題は自由の問題の中に含まれているというのはそれである。フランス革命やアメリカの独立革命では、だから、自由とならんで平等が要求された。

それは、はるか昔、共和政からシーザーの善政の時代に生きた、ギリシア的ヒューマニズムの祖といわれ、ストアの哲人でもあった雄弁家にして政治家、キケロは、「国民の権力が最高に非ざれば、いかなる国家においても、自由はその住所を有することなく、しかして何物たりとも自由より美味なるものありえず、されども自由にして平等と同一に非ざれば、自由としての名に値せざるものというべし」*23 と喝破している。（現代のわれわれ、之をきき現代いかんと猛省すべきである。）

いかなる人であれ、すべて人間であるというその一線において尊重するということは、人間はその根本において平等であるということであり、そしてまた、人間は有限・相対であるという意味で平等ということが、よく自覚されるならば、誰か一人の天才によって指導され、他の人々はこれに盲従するよりは、少々回り道になっても、人間としての欲求を満足させてくれる自由と平等の意識の中で、みんなの信頼と協力の上に、社会のよりよい運営や発展を考えていこうということが共通の課題となってくる。したがって、ここにいう平等は、各人それぞれの個性や自由の尊重を、その当然の前提とするものである。

そして、「各人の自由が平等にたもたれるためには、互いに相手の人格を尊敬しあって、自分の自由を制限し、また、自由な行為についての責任を自らとる」ということが、当然のこととなってくる。自由が平等とともに民主主義の倫理のたいせつな理念とされるのは、このような意味においてなのである。そこで自由とともに平等の規定が民主主義の発達につれ、各国の憲法やその他の法規に規定されるのは当然であり、わが国も、憲法第14条に「すべて国民は、法の下に平等であって、人種、信

条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において差別されない……」とし、さらに第24条で、「家族生活における個人の尊厳と両性の平等」について規定し、国民の権利及義務を保証しているのである。

自由の権と並んで平等の権利が、われわれの倫理になくてはならぬものとされたのは、何といっても民主主義の発達によるものであって、それ故、理想であり、あつたものとして現実のものとなっているところもあれば、まだ、そこまでに至っていないところもある。

また、自由であれ平等であれ、その内容においては、実質的に足らないのが、どの国についてもいえることである。平等（等しさ）は、人格そのものについてのみならず、人格の所有し、または使用する物件（財）についての平等、不平等の問題が、現在人々のもっとも多く問題とされるにいたっているのも、実質的な内容の向上、充実の過程、発展を示すものである。資本主義の発展にともなう経済的不平等の問題は、単に個人の自由と法の下の平等というだけでは解決できなくなっている。そこに社会主義的ヒューマニズムの主張根拠もあり、存在理由もあるのである。「財についての平等は、一つの社会における正義のことである。そして資本主義の成立、発展における、財の獲得の自由（契約、営利追求の自由、私有財産制）の要求がいれられるに至ったが、その中での労働者との分配の「平等」の要求が、資本主義と社会主义との間、資本家と労働者との間で、対立するにいたっており、財の不平等が、自由な人格の共同体であるべき民主社会にとって、人間の自己疎外として重大な問題となっているのである。」

この場合、平等であるということは、他のものの地位、身分、待遇などの水準まで、自己のそれを引き上げるという要求を含み、他のものに対して、これと同じ権利を人間として有すべきことを主張するのであって、この平等は、水平運動としての、いわば地ならし的分配的主義に基くといえるのである。「近代民主政治」を著したブライスは、自由及平等の四形態をあげているが、そこに一般的ではあるが、実質的な展開がみられるし、われわれの学んだ自由と平等は、民主主義に則る日常の実践として、次の学年で学ぶ「政経」の学習とともに、その成果をつみ重ねて行かねばならないのである。ブライス

*21 アメリカ独立宣言

*22 バージニア権利章典第一条

*23 ケルゼン、デモクラシーの本質と価値（岩波文庫P

イスによる区分、自由の四形態 1、市民的自由（市民の身体及財産に関する自由）2、宗教的自由 3、政治的自由 4、個人的自由（公共の福祉を害せざる自由）（自由については、憲法でくわしく規定されている。）

平等の四形態 1、市民的平等（政治的領域における）2、政治的平等（すべての市民の平等な選挙権）3、社会的平等（法律・慣習上差別されぬ）4、自然的平等（出生において有する平等）は、必要にして、充分であるとはいえないが、ただ、ここで、自由と平等について歴史的かつ具体的にある程度扱うべきだと思うのであげてみた。尚、この自由については「政経」において、平面的に羅列されている感があるのには不満であり、2年3年を通じて、歴史的展開を倫社で扱わねば政経でというように、教科書で関連して扱われてないのが現状であると思う。そこで、この自由要求の歴史については、次の民主主義の実践（組織）を扱う際にふれるべきだと思っている。^{*24}

(6) 社会的連帯性と公井の福祉 われわれは、人格の尊厳、個人・個性の尊重、そして自由と平等が、われわれの生活の基礎にあることこそ、理想的な民主社会の倫理であると思い、これを確保してゆかねばならないのであるが、上記のいずれも、他の多くの人々との関係なしには獲得できないものである。たとえば、良心による深い決断といつても、家族や社会や過去や未来を広く熟慮したのでない突然の衝動的な決断などは、真底からの決断ではなく、その意味で、人格の深さはつねに広さと結びついたものである。

また、他人が自分とは異なった欲求、価値観、考えかた、行動のしかたをもつことが多いことを認めるという態度は、それは、人間がそれぞれもっている個性を尊重しあうという態度であり、このばあい、個性は、社会的な結びつきの中での人間の自己形成の努力を通じて生みだされてくるものであり、個性を生かすということも、社会における自己の役割や課題についての、強い自覚に裏づけられてはじめて可能になるのである。

このことは、人格が個人的なものであると同時に社会的なものであることを示すもので、個性も、全然他の人々と関係なしの、それ故社会的でないというわけには行かないことを示している。実際われわれは、どんな生活の場面をとってみても、つねに社会の中で生活しているのであって、ひとりの行動は、その影響が無限に他人によよんでゆく、たとえば、ある集会にひとりが遅刻することは、参会者全体のその後の行動の予定をくるわし、それはさらに他の無数の人々によよんでいく。

また、人格間の作用はすべて同時に反作用である。たとえば、自分の人格を尊重するといって、他人の人格

を単に自分の手段としてのみ利用するならば、それは他人を欺くことであり、そのような欺瞞をする自分は、とうてい人格者とはいえないからである。それは、ひとを傷け、己れをも傷け、人間全体の人格を傷けることになる。これは、人間の品位をひきさげることになる。これは、人間の社会的側面の尊重なしには人格の形成はありえないことを意味する。おのれのみの人格を認めよといふことはありえない。他の人々を含む人格の尊重こそ、眞の尊重である。われわれはここに、人々の間に存在する相互依存の関係をよく理解し、正しい作用、反作用といった協力関係あって、はじめて自己も社会もともに生きてゆけるのである。人間性はその豊かな花を咲かせることもできるのである。これが、人間の社会的連帯である。

そこに、人格の尊厳、個人の尊重、寛容、話し合いの合理的精神が根底にあるとき、倫理的社会連帯が現実的社会連帯となり、個人は社会的なものにより連帯して社会的となり、個性はより個性的となる。また、社会は、個性豊かな自主的、自由な個人により、よく、個人に働きかけ生かしうる。ここに、個人あっての社会であるとともに、社会あっての個人という、人間の個人的側面と社会的側面の依存しあい共同しあっている構造があらわれるのであるといえよう。

個人がよりよく生きるためにも、社会がよりよく発展するためにも、この人間の、個人と社会との結びつき、連帯性を自覚しなくてはならない。権利と義務との関係はこのことをよく物語っている。社会の一員としての利益をうけるには、社会の義務を果たすべきであり、義務を果たすことによってのみ、個人の権利はえられる。これは、社会が連帯性の立場から個人を制約することが、かえって個人を成長させることを意味している。したがって、個人が権利だけを主張したり、社会が義務だけを主張したりするのは、ともに個人や社会の自滅をもたらし、人間の連帯性を崩壊させてしまうのである。^{*25}

個人と社会とは、つねに人間の連帯性をよりよく高め強めるために努力しなくてはならない。社会は、個人を制約することによって、かえって個人の自由を現実的に発揮させ、それによって社会に対するよりよい協力をうるような体制をつくることがたいせつである。

*24 ミネルヴァ、教育出版、自由書房、東学、民主主義の理論（愛育社）

*25 現代の世相、断絶如何、偏狭、排他性、責任逃れ、ではなく対話、寛容、合理的精神で社会を支えることが緊要であろう。

ヒューマニズムとの関連における民主主義の倫理と教育

個人と社会とのこの望ましいあり方は、民主主義の倫理の基本であって、基本的人権と公共の福祉を同時に尊重するのも、こういった、人々の間の相互依存、そして個人と社会との結びつき（連帯性）が、あるからに外ならない。そして、ひとりのなすこととも多少とも全体を代表していると感じたり、ひとりの犯した罪も多少とも全体の責任と感ずる直接な連帯性の意識から、郷土愛とか愛国心、ひいてはシュヴァイツァーのような、白人の罪をひとり引き受けたアフリカへの献身といった人類愛も生じてくるのである。

しかし、現在のところ人類社会は、国民社会のような全体社会にはなっていないし、人類社会に対する連帯感よりも、国における連帯感をいかに養うかに専念せねばならないと思う。そして、そこに身の回りの民主主義、または教育における愛校心、愛郷心、郷土愛を問題にしなくてはならないのである。

公共の福祉 われわれがすべての人間を人間として尊重し、人間として愛し、民主主義を高度に実現しようとするならば、人が人間らしい生活をすることができないでいるのを見逃してゆくわけにはいかないであろう。

したがって、「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」をすべての国民に対して、単に憲法の上で規定するだけでなく、実際にこれを実現することは最も重要なことであり、また、「国はすべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。」*26 のあって、ただ政府だけに責を負わせないで、連帯感の上から国民も大いに努力しなければならないのであり、それは民主主義の目的でなければならない。ここには、民主主義の原理としての自由、平等をつなぐものとしての、社会連帯から生ずるところの友愛、人間愛によって推進され、全うされるのである。

このような国家、社会における社会的連帯性は、人間の尊厳にふさわしい生活を、自他ともに確保しようとするものであるから、公共の福祉という理念と切りはなすことはできない。ところで公共の福祉とは、英語では、public という語を使い、それは private に対する語であり、そこから、個々人の私的な利害を越えた社会の共通な利益をはかることということになると思う。ここで注意しなければならぬことは、それは個人を無視した、個人の権利が文句なしに侵されるようなものではないということである。民主的社会では、各人が自主的な生活を行なうための社会的な条件を平等につくり出すことが目的であって、そこで、国民各自の権利が認められねばならないのはもちろんである。しかしながら、その平等は、人の本性、人格をもつことからの平等であり、それ

を法の下に平等に扱うことであるが、個人の自由もその内容、程度、能力において、現実的には結果として、成果は異なるのである。また、権利の要求の度合いも異なるから、人々の社会生活の中では、有機的連帯があるといつても、実際には衝突したりして、連帯性を傷けたり、損ったりすることも生ずる。ここに対立・衝突する当該者双方、各員の自由、権利をどのように調整したらよいか、直面の問題となってくる。そこで、個人の自由の要求を、私的な利害をこえた社会共通の利益、幸福、社会生活を維持していくための社会善、共同善である「公共の福祉」の実現に、どれだけ寄与するかという点からみて、認めるか、制限したり、抑制することも生ずるのである。

社会生活では、構成員すべての要求がそのまま認められる、そしてみたされるということはありえず、誤れる自由、利己的で他を害し、よしとされぬ行いもある。また正しい要求、自由の行いにしても、そのまま認められるというよりも、意見、考えの違いからのズレ、衝突、停止もある。この際、最終的に納得させられ、従わねばならないのは、公共の福祉の考え方である。憲法には「基本的人権として、憲法が国民に保障する自由及び権利は濫用してはならない……常に公共の福祉のために利用する責任を負うとし、また、それら国民の権利は、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする」*27 としているのである。

しかして、かかる規定により、個人の実質的な平等ということがはかられているといえるのである。たとえば契約の自由はそれが無制限に放置されると、法の前ではすべての個人が平等にとり扱われても、実質的には、個人の不平等という結果をあらわす。対等たるべき資本家と労働者のとりかわす契約は、現実の生活条件、利害関係からみて、真の自由にかなう契約にはならないのである。そこで、労働者の団結権や団体交渉権が認められ、契約の自由は、平等の実現のためにも制限されるのである。私有財産制にしても、公共の福祉のために制限せられるという時、それにより、より人間らしい生活が出来、より平等を実現出来るという意味からである。そこには、権利を主張し、公共の福祉に反対しようとする個人の権利が、私的にとどまり、公共善に、社会のために寄与しないとされる意味から、無視されるのではなく、制限される。たとえば所有の土地を国または地方公共団体に売り渡さねばならぬとか、法の定めに従って補償をう

*26 憲法第25条

*27 11.12.13条

けて立ちのかねばならぬとかいう如きである。より高い自由、より広い平等が実現されるとみられる時、公共の福祉は連帯感のもとに、個人と社会が結びつくのであり、ここに啓蒙による理解と他人の自由・平等に対する個人の理解と実践が、たえず必要とされるのである。

また、公共の福祉については、その内容は人々が進歩成長するにつれ、時と所により変わるのは当然である。交通に関する公共の福祉を例にとると、人通りの多い町中では、自動車の制限時速が、何キロ以下となるのに引きかえ、高速道路では制限時速何キロ以上になるというぐあいである。また以前禁じられなかつたことも、今は禁じられることは多くなつたといえるし、昔禁じられたことも、今は問題にされないこともあるのである。しかし、問題は誰が公共の福祉だときめるのか、その決定者の意見、考え方の客觀性如何が問題であるが、しかし、そうして決めてきたことは間違いないことである。今や、国会、内閣、裁判所、地方自治体などの機関は、民主社会において、公共の福祉を政策や法律の形で決定し、実現していく公的な機関である。民主社会の成員は、これらの機関を正しく働きかせていく能力と義務意識をもつていなければならぬのである。』*28

(三) 民主主義の実践

わたしは、前の(二)のテーマは「民主的社會とその倫理」として、それを、個人と社會との關係から考察を始め、個人的側面における人格の尊嚴を、万人認めざるべからざるものとし、それを個人の自由、平等の尊重から、社會的側面における連帶性、公共の福祉の考察と、われわれの社會の倫理の基礎をのべてきた。それは、民主主義の社會であるべき姿だったのである。そして、はじめから民主主義とは何かと説くことから始めずに、われわれの生活を支えるものが民主主義の原理であり、よりどころとなるものであり、それとともに、現代社會を反省し、批判し、理想的社會の目標ともなるものである。そして、それは、歴史的にはヒューマニズムの歴史的展開の中に見出され、求められたものであり、更に民主主義の動きにおいて求められ、獲得されたものである。そしてわれわれは、第二次世界大戦に敗れて、はじめて民主憲法が制定され、民主的諸制度の中にもろもろの自由が享受することができているのである。しかしながら、それが果たしてどれだけの人々の中で、またどれだけ、自覺され、自動的に感じられているであろうか、現在の風潮からみて危惧せざるをえないのである。

民主主義を自分自身のものとして自覺し、実践への意欲を生みだすためには、も一度、民主主義の根本の精神を、深く考えることから出発しなければならない。その

精神は幅広く、政治や經濟、その他社會生活のすべての底に流れているべきものである。それを追究することこそ、われわれが現代によりよく生き、國家、社會を健全に發展させるための最もたいせつな課題である。また、過去からの伝統、歴史を、今日の民主主義とのつながりの中でとらえようとすることが肝要である。

われわれは、かかる探究、考察により、過去の民主主義のため闘った先駆者的情熱と粘り強い不屈の意志と真理愛から、民主社會に生き、民主主義をささえる一員であることを自覺して、自主的な判断をもち、合理的精神に徹するようにならなければならない。また、自由な創造精神を培い、日常生活において主体的に、民主主義を実践する様心がけることがたいせつである。

そのためには、誇大な宣伝や見せかけの権威に迷わされない批判的態度と、偏見を去って物事を直視し、自分の経験と知性に照らして道理に合うかどうかを吟味する実証的態度、更に他人の意見や批判を冷静に受けとれる心のゆとりを持つことが、民主社會で欠くことのできない生活態度である。

これらが身につくよう教育されることが先決である。それは教育者が、まず民主主義の精神のよき理解者であり、ひいては民主社會にふさわしい人格者であることを必要とする。

次に、直接教育されることなくとも、民主主義の倫理に基くよう、社会あるいは集団それ自体が民主的であることである。

第三には、社会あるいは集団が、民主的に運営されるに必要な組織をつくるということである。成員がいかに民主主義的人間であったとしても、かれらがじゅうぶんに、その能力を發揮できるような仕組ができていなければ、民主化の効果はあがらないし、生きた民主主義とはならない。やはり組織として民主主義が貫かれるための仕組、機構、制度を作る努力、作っておくことが大切である。それは、相互交通による、話し合い、修正の試みの円滑化の原則がたてまえとなる。

ここに人と制度が両々相まって、車の両輪の如く、民主社會は發展してゆく。そこに、怠慢、エゴ、忘却、無知、偏見を避けるための心棒がいる。それは、民主社會の車を動かす人間の、人間を愛し、人間を敬い、人間を信ずる、愛と、真理と正義を愛する合理的精神ではなかろうか。

また、この民主主義の社會が順調に進みゆくために必要な潤潤油的なものとしては、心情の倫理だけでなく、

*28日本、実教、角川、ミネルヴァ、清水、大阪教育

ヒューマニズムとの関連における民主主義の倫理と教育

自他の生命に対して責任をもつ、責任の倫理と、職業をもつよき市民であり、教養を愛する文化人であっても、民衆の上に立って号令を好むといった英雄型でない平凡人としての、幸福の倫理をもち、自分の行為が、社会の全員さらには人類にもたらす結果について計算しつつ行為の選択を行うが、また同時に、この計算をこえた領域のあることを認め、計算の立場と同時に愛の立場から幸福を念じ、社会集団をつねに外部の世界に向かって開かれたものとして、結びつきを考え、未来に対する希望の倫理を、車に注ぎこみつつ、民主的運営のルールを、レールとしつつ、人格の自由の世界を進んで行くところに、民主主義の実践がみられ、民主社会の充実、強化がみられるのであると思う。』*29

尚、ここで、民主主義の根本の精神を深く考えることから出発する上において、民主主義の伝統、歴史、先駆者精神を、今日の民主主義とのつながりの中でとらえねばならぬと記したが、それは、世界史の学習で大きくとらえられることはもちろんあるが、次学年の政経学習では、極めて短かく簡潔に扱われていると思われる所以、基本的人権の思想史的背景について述べるつもりであった。しかし、今回は残念ながら、都合で割愛する。尚それについては、鈴木安蔵著基本的人権（平和書房）が出て手ごろである。

（四）倫理と政治経済

以上「倫理・社会」の全コースを結ぶ最後のテーマである「民主社会と民主主義の倫理」を、20冊の教科書の中から取捨選択しつつ、原文引用を主としつつ再構成の気持でのべてきた。そして「学習指導要領」に準拠して『倫理と政治や経済との密接な関連にふれる』べく、教科書を調べてみた。ところが、驚いたことには、1年間の学習で取り扱ってきたことをここでしめくくるとともに、次の学年で学習する「政治・経済」への橋渡しをしようとしての関連説明が、教科書の目次をみても、わずか2冊扱っているだけである。

三省堂三訂版では『外界に対する自由の実現のために内面における自由、すなわち人間が自己自身を支配できる自律によって支えられなければならない。人間は自己の心に巢食う権力欲、嫉妬心、嫌悪の情などから必ずしも自由ではない。われわれは自分の心を支配する努力を怠ってはならない。内面の自由は、民主主義をささえなる基礎である。

外界に対する自由と内面の自由とは相伴って実現されなくてはならない。自由も平等も、政治的条件、経済的条件によって具体化されるのである。だから、心の自由を支えるものは政治的自由、経済的自由でなければなら

ず、人格の平等を支えるものも「法の前の平等」と「最低生活の保障」という政治的、経済的条件が伴わなければならない。われわれは、民主社会を支える精神としての民主主義の倫理について学んだ。これらの倫理の具体的条件として、さらに「政治・経済」の学習に進むべきであると考える。』

と、以上極めて簡潔に、しかも適確に結びをのべている。ここに至って、倫社全体の限界というか、学習についての疑問がおこる。しかし、それについては、もう一冊の「倫理と政治・経済」を扱っている『大阪教育図書』の説明をみるとこの後にのべよう。この本では、『今まで、われわれは倫理について考察してきた。そして、それによって、われわれは、行為の原理について学んだのであって、行為の具体的な内容ではないのである。だから行為の原理だけで行動するわけにはゆかないのであって、現実の状況を科学的に知ること、とくに政治・経済については尚更である。慎重に、しかも科学的に処理すべきであり、倫理的原理は、政治・経済についての科学的知識によって補われて、はじめて具体化されるのである。それならば、倫理的な原理は全く抽象的なもので、役に立たないものであるかと考えるならば、これもまた全く誤っていると言わなくてはならない。われわれは単に科学的知識だけでは駄目で、たとえば、どういう社会的知識がよいか、どういう政策がよいかということは、倫理的な原理によって決定されるべきものであるという如く、政治・経済についての科学的知識はまた、倫理的原理によって補わなければならない。この関係を十分に認識することは、われわれがこれから、社会において生活していく際に、常に最も重要である』という風に結んでいる。それは直接には、次学年で学ぶ政・経との関連に触れてはいないけれども、内容的にくわしく扱っている。

わずかこの両書しか扱っていない、倫理と政治経済の関連については内容的に切り離されにくいこと、それだから離して扱ってはいけないことを物語っているといえよう。之を大大的に扱うならば 検定にひっかかるのではないかと警戒したのではなかろうか。

他の18冊は故意にか、うっかりか扱わずに終らせてしまっておる。ここに問題がありそうである。だから、わたしは、倫社の教科書の構成が近く変更になるならばこの小篇でのべた様に、少くとも Ⅰ人間性の理解の後に Ⅱ現代社会 というようにしてある『実教』（城塚登編）とそれ以上に適当な『三省堂改訂版』の構成によ

*29講談社、実教、中教、日本、帝国本参照

り、両構成を試みたのである、それでもやはり問題は残った。それは民主主義の発展は倫社で、民主政治は基本的人権、自由の権を三年の政・経でと後にのばして扱うことはどうであろうか、と思うのである。そこで、倫社と政経の教科書が同じ出版社ならば、せめて密接な連けいをとったらと思うのであるが、今の処それまでは調べえないし、20冊の倫社の教科書に、3年の政経の本の何頁参照ということは記されてなかったと思う。たまたま引き出してみた「中教」の倫社と政経でも、一方では関連ある頁数を記してあるが、他の科目には全然参照記入がないという如くである。

さて、それではどうしたらよいかということになると、わたしが『』以外に、教師が補って説明したらといつた〔〕が多くなってゆき、編集にしても頁数がふえ、教師としても時間がかかり、所定の頁数、定価、学習単位と時間から支障をきたすであろうと思われる。

そこで、教師の方で、民主主義の発展とその倫理を中心として、教科書を適当に内容をカットして、時間超過を防ぐということが考えられる。それかまた、教師たちの手による副読本の編集発行で、教科書検定をへぬから自由であるが、それ故責任が大きく伴う客観的教育的なものを作り、文部省検定の教科書を検討した上で教科書に代るもの出すということである。

しかし、出来うべくんば、また是非改めて貰うという風に教師が団結して、国民の手による、国民のための、国民づくりの、国民教育運動を展開するならば、之にこしたことではないのではなかろうか。ここに、教職に携わる者一人一人の倫理、決意が問われる所以である。兵として従軍せず、敗戦を迎えて以後四半世紀をへた現在の汝いかに生きたるかと問われ、新生日本の再建に微力を注がんとしての教科書研究であったが、倫社の全部の教科書を研究するには時日足らず、尚微力菲才のため「民主主義の倫理」自体の研究には尚更遠いのを思う次第である。しかし、之により、教科書の内容について、いかに種々であるか、そして説明が不充分であるか、之によつて生徒に何をえさせんとしているのかと思うのが、種々あり、検定にパスしても、その内容の千差万別、上下の開きが相当あると感じた次第である。だから、検定の基準を学習指導要領に示すのでなければ、尚更大きな違いが生ずるであろうと思われた。しかし、それで検定賛成かということには条件つきであると答えるべきか、すばわち基準のきめ方、その内容如何、また検定のしかたに問題がありそうである。また、学問の自由、表現の自由の問題あり、人格の尊厳、個人の尊重、自由の尊重と公共の福祉のための利用といった民主主義の倫理は、正義よりも愛にウエイトをおき、寛容、互譲、人間愛を強く

うち出すべきではないかと思われるのが本稿の終りの感想である。